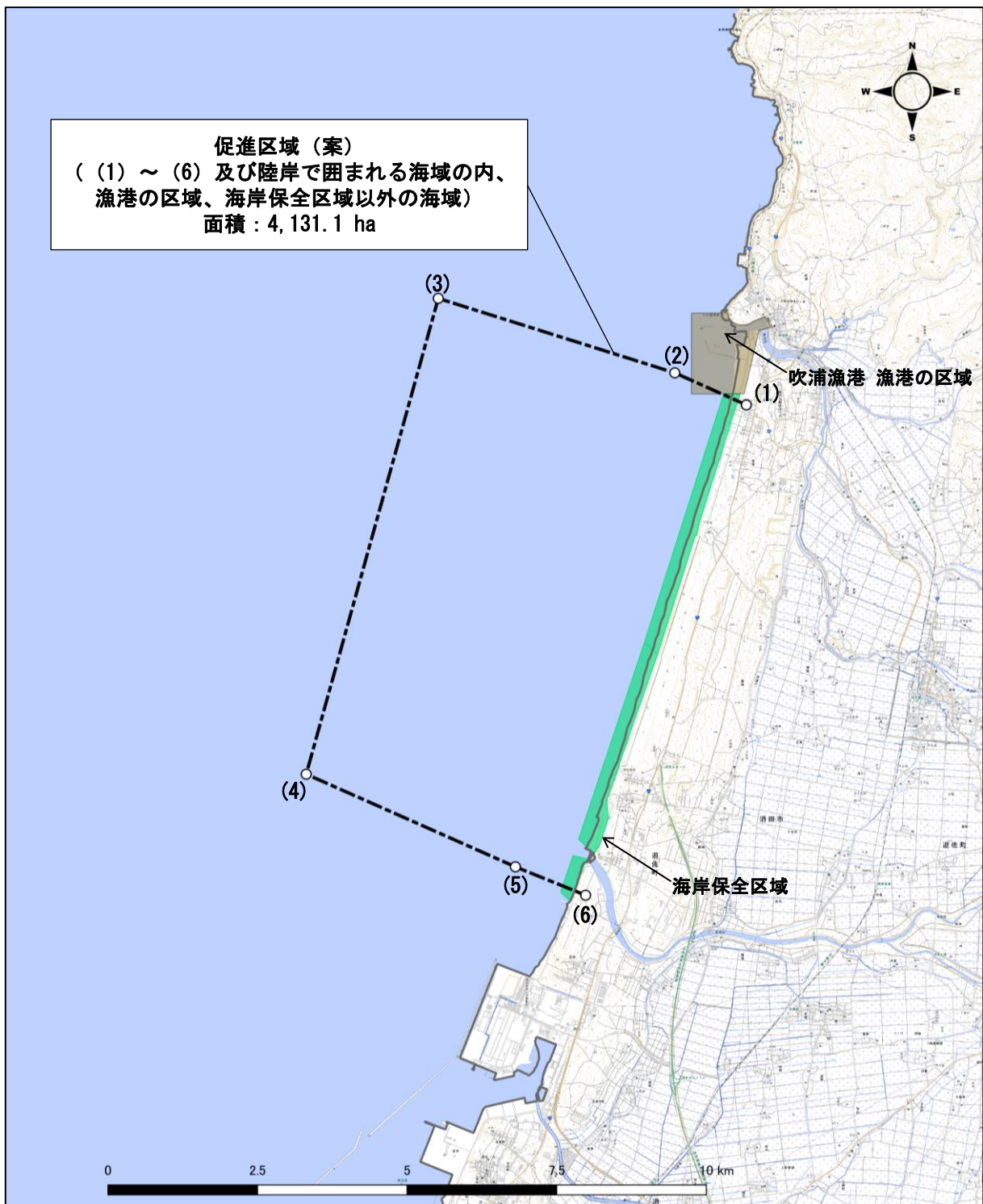


**山形県遊佐町沖に係る  
海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（案）**

次に掲げる地点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海域のうち、漁港の区域（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域をいう。）及び海岸保全区域（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域をいう。）以外の海域

座標番号	緯度				経度							
	北緯	度	分	秒	東経	度	分	秒				
(1)	39	度	3	分	34	秒	139	度	52	分	22	秒
(2)	39	度	3	分	51	秒	139	度	51	分	32	秒
(3)	39	度	4	分	30	秒	139	度	48	分	47	秒
(4)	39	度	0	分	11	秒	139	度	47	分	19	秒
(5)	38	度	59	分	22	秒	139	度	49	分	45	秒
(6)	38	度	59	分	7	秒	139	度	50	分	34	秒



※促進区域（案）の陸域部座標（(1)、(6)）は海岸線より最も近い陸上構造物（道路）上（\*）に設定。

（\*）陸域部座標は、将来に渡り陸域上に設定されている必要があり、侵食される可能性が低い陸上構造物（道路）上に設定。

※吹浦漁港 漁港の区域及び海岸保全区域は、山形県提供資料に基づき作成。

※海岸保全区域は、促進区域（案）の座標（1）～（6）及び陸岸で囲まれる海域内に指定されている区域（遊佐海岸（比子地区海岸、菅里地区海岸）の区域）のみ記載。